

議員提出議案第6号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

標記の議案を次のとおり、桑名市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和4年9月29日 提出

提出者	桑名市議会議員	松田正美
賛成者	同	南澤幸美
	同	市野善隆
	同	佐藤肇
	同	森英一
	同	石田正子
	同	伊藤研司

## 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」や「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。

また、教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源の安定的な確保が不可欠である。

しかしながら、1985年に国庫負担金の対象外となった教材費等は、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっている。義務教育の水準が、各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担の対象拡大とその増額が極めて重要であると考えます。

学校現場では、教育のICT化が急速に進められ、多くの自治体で一人一台端末が整備されたものの、ソフトの導入や周辺環境の整備に対する地方財政措置は一部に限られている状況である。より適した学習用教材の活用や周辺機器の充実、システムの更新など、教育環境の水準の維持向上に当たり、自治体間格差を生じさせないようにするためにも、地方財政措置ではなく、国庫負担による財源の確保が必要である。

義務教育は、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保すべきであり、制度の存続はもとより、措置対象の拡充を含めた制度の更なる充実が求められる。

以上のことから、未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障するため、義務教育費国庫負担制度の充実を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月29日

桑名市議会

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
総務大臣様  
財務大臣様  
文部科学大臣様